

広島県水道広域連合企業団管理規程第 15 号

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 7 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<u>（短時間勤務会計年度任用職員の職務に該当する職）</u> <u>第 2 条の 2 短時間勤務会計年度任用職員の職務（前条各号に規定する職務をいう。以下同じ。）に該当する具体的な職は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める職を基準として任命権者が定めるものとする。</u> <u>(1) 事務職 条例に定める給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 1 級であるものの職</u> <u>(2) 専門事務職 条例に定める給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級であるものの職</u> （基本報酬の額の決定） 第 3 条 条例第18条に規定する基本報酬額は、<u>第 2 条に掲げる職務の区分に応じ、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるとおりとし、その者に適用される基本報酬額表において、次条から第 8 条までの規定により決定された者の号給に応じた額とする。</u> 2 （略） （新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 （略） <table><tr><td>職務の区分</td><td>新規任用時上限号給</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>専門事務職</td><td><u>5 号給</u></td></tr></table> （学歴免許の資格による号給の調整） 第 5 条 短時間勤務会計年度任用職員に必要な最低限度の学歴免許等の資格は<u>高校卒（初任</u>	職務の区分	新規任用時上限号給	（略）	（略）	専門事務職	<u>5 号給</u>	（基本報酬の額の決定） 第 3 条 条例第18条に規定する基礎報酬額は、<u>前条に掲げる職務の区分に応じ、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるとおりとし、その者に適用される基本報酬額表において、次条から第 8 条まで規定により決定された者の号給に応じた額とする。</u> 2 （略） （新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 （略） <table><tr><td>職務の区分</td><td>新規任用時上限号給</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>専門事務職</td><td><u>9 号給</u></td></tr></table> （学歴免許の資格による号給の調整） 第 5 条 短時間勤務会計年度任用職員に必要な最低限度の学歴免許等の資格は<u>高校卒（別表</u>	職務の区分	新規任用時上限号給	（略）	（略）	専門事務職	<u>9 号給</u>
職務の区分	新規任用時上限号給												
（略）	（略）												
専門事務職	<u>5 号給</u>												
職務の区分	新規任用時上限号給												
（略）	（略）												
専門事務職	<u>9 号給</u>												

給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年広島県水道広域連合企業団管理規程第11号。以下「初任給等規程」という。）別表第2に定める学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の高校3卒に該当するものをいう。以下「基準学歴」という。）とし、基準学歴に対して修学年数調整表（初任給等規程別表第4に定める修学年数調整表をいう。以下同じ。）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である短時間勤務会計年度任用職員を除く。）については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の号給とすることができる。

2 （略）

（経験年数による号給の調整）

第6条 次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を当該短時間勤務会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する給料表適用職員（広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号。以下「給与規程」という。）第1条の2の給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の例により除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（給料表適用職員の例により、当該号給の数に3を超えない範囲内の数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号給とする号給）をもって、その者の号給とすることができる。

(1)―(2) （略）

2 前項の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の経験年数については、給料表適用職員の例による。

（再度任用時の号給決定の特例）

第7条 直前の短時間勤務会計年度任用職員としての任用期間の末日から引き続き同一の短時間勤務会計年度任用職員となった者（任命権者がこれに相当する者として認めるものを含む。）の号給は、前3条の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員として

第3に定める学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の高校3卒に該当するものをいう。（以下「基準学歴」という。）とし、基準学歴に対して別表第4に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である短時間勤務会計年度任用職員を除く。）については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の号給とすることができる。

2 （略）

（経験年数による号給の調整）

第6条 次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員については、その者の受けるべき第4条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）の号給に次の各号に掲げる経験年数の月数を12箇月（その者の経験年数のうち7年を超える経験年数の月数にあっては、18箇月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号給とする号給（企業長が別に定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が別に定める数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号給とする号給）をもって、その者の号給とすることができる。

(1)―(2) （略）

2 前項の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の経験年数は、学歴免許等の資格を取得した以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合にはその定めるところによる。

（再度任用時の号給決定の特例）

第7条 直前の短時間勤務会計年度任用職員としての任用期間の末日から引き続き同一の短時間勤務会計年度任用職員となった者（任命権者がこれに相当する者として認めるものを含む。）の号給は、前3条の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員として

任用された最初の会計年度においてその者が受けていた号給の号数に、実務経験年数（短時間勤務会計年度任用職員が同一の短時間勤務会計年度任用職員（任命権者がこれに相当するものとして認めるものを含む。）として在職した年数を経験年数換算表（初任給等規程別表第3に定める経験年数換算表をいう。）の定めるところにより換算した年数をいう。以下同じ。）の月数を当該短時間勤務会計年度任用職員の職務に類似する職務に従事する給料表適用職員の例により除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（給料表適用職員の例により、当該号給の数に3を超えない範囲内の数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

2 (略)

職務の区分	再度任用時上限号給
(略)	(略)
専門事務職	49号給

3 前2項の規定は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員のうち、実務経験年数を含む経験年数（給料表適用職員の例により換算された経験年数をいう。）が11年に満たない短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(基本報酬等の支給)

第9条 (略)

2—4 (略)

5 条例第18条第1項の基本報酬の額は、日額で支給する場合には、1日当たり、次の表の上欄に掲げる職務の区分ごとに、同表中欄に掲げる基礎日額から同表下欄に掲げる上限日額までの範囲内において支給するものとする。ただし、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第15条第3項に基づき定められた1日の勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）が7時間45分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、1日当たり、次の各号に掲げる基礎日額から上限日額までの範囲内において支給するものとする。

職務	基礎日額	上限日額
事務職	9,300円	13,100円
専門事務職	13,350円	16,150円

(1) (略)

(2) 上限日額 その者に適用される基本報酬額表の最高の号給に定める額を155で除して

任用された最初の会計年度においてその者が受けていた号給の号数に、実務経験年数（短時間勤務会計年度任用職員が同一の短時間勤務会計年度任用職員（任命権者がこれに相当するものとして認めるものを含む。）として在職した年数を経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより換算した年数をいう。以下同じ。）の月数を12箇月（その者の経験年数のうち7年を超える経験年数の月数にあつては、18箇月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（企業長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が別に定める数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号給とする号給）とすることができる。

2 (略)

職務の区分	再度任用時上限号給
(略)	(略)
専門事務職	53号給

3 前2項の規定は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員のうち、実務経験年数を含む経験年数（学歴免許等の資格を取得した以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数について、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算された経験年数をいう。）が11年に満たない短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(基本報酬等の支給)

第9条 (略)

2—4 (略)

5 条例第18条第1項の基本報酬の額は、日額で支給する場合には、1日当たり、職務の区分ごとに、事務職にあつては基礎日額8,250円から上限日額12,350円までの範囲内において、専門事務職にあつては基礎日額12,250円から上限日額16,050円までの範囲内において支給するものとする。ただし、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第15条第3項に基づき定められた1日の勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）が7時間45分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、1日当たり、次の各号に掲げる基礎日額から上限日額までの範囲内において支給するものとする。

(1) (略)

(2) その者に適用される基本報酬額表の最高の号給に定める額を155で除して得た額に、

得た額に、その者の1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額 6 (略) 7 基礎報酬時間額、基礎報酬日額、基礎報酬月額、特殊勤務手当相当報酬の加算時間額、特殊勤務手当相当報酬の加算日額及び特殊勤務手当相当報酬の加算月額算定において生じる端数の処理については、給与規程第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。	その者の1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額 6 (略) 7 基礎報酬時間額、基礎報酬日額、基礎報酬月額、特殊勤務手当相当報酬の加算時間額、特殊勤務手当相当報酬の加算日額及び特殊勤務手当相当報酬の加算月額算定に際してその額に円位未満の端数を生じたときは、報酬種目ごとに国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定により処理するものとする。								
(期末手当) 第11条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。	(期末手当) 第11条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員に対して、次の表に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th><th>支給日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月1日</td><td>3月15日</td></tr> <tr> <td>6月1日</td><td>6月30日</td></tr> <tr> <td>12月1日</td><td>12月10日</td></tr> </tbody> </table>	基準日	支給日	3月1日	3月15日	6月1日	6月30日	12月1日	12月10日
基準日	支給日								
3月1日	3月15日								
6月1日	6月30日								
12月1日	12月10日								
	2 前項の規定にかかわらず、企業長は特別の事情により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に期末手当の支給日を定めることができるものとする。 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次項第1号若しくは第3号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第2号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和6年12月1日に係る期末手当の支給を受けない職員（以下この条及び次条において「第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。）については、第2号中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の86」とあるのは「100分の84」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の63」と、「100分の32.25」とあるのは「100分の31.5」と、第3号中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の86」とあるのは「100分の84」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の63」と、「100分の32.25」とあるのは「100分の31.5」とする。								

2—3 (略)

4 任用期間が6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6箇月以上となる場合において条例第20条第1項に規定する任用期間が6箇月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(1)―(3) (略)

(1) 3月1日に係る期末手当

ア 在職期間が3箇月の場合 100分の35

イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の28

ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の21

エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の10.5

(2) 6月1日に係る期末手当

ア 在職期間が3箇月の場合 100分の107.5

イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の86

ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の64.5

エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の32.25

(3) 12月1日に係る期末手当

ア 在職期間が6箇月の場合 100分の107.5

イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の86

ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の64.5

エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の32.25

4—5 (略)

6 前項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6箇月以上となる場合において条例第20条第1項に規定する任用期間が6箇月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(1)―(3) (略)

7 次の各号のいずれかに該当する者には、条例第20条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

8 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第10項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、企業団の事業に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

9 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、別記様式第1号より一時差止処分書により当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

10 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した別記様式第2号による処分説明書を交付しなければならない。

11 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

12 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消し、その旨を、当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな

5 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与規定第36条の2第10項から第17項までの規定を準用する。

(勤勉手当)

第11条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の3に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の例により勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合（次項及び第4項において「成績率」という。）と勤務期間による割合とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。こ

い。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当基準日から起算して1年を経過した場合

13 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

14 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、企業長に対して別記様式第3号による一時差止処分の実施に関する通知書により通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とし、別記様式第4号による一時差止処分の取消しに関する通知書により、一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付して通知するものとする。

(勤勉手当)

第11条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員に対して、次の表に定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

<u>基準日</u>	<u>支給日</u>
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 前項の規定にかかわらず、企業長は特別の事情により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に勤勉手当の支給日を定めることができるものとする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合（次項及び第5項において「成績率」という。）と勤務期間による割合（第6項において「期間率」という。）とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたとき

の場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3—4 (略)

5 任用期間が6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、第7項において準用する前条第3項の規定によるものの外、前条第4項各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が6月以上となる場合において条例第20条の2第1項に規定する任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

6 前条第2項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前条第2項中「期末手当基準日（3月1日、）」とあるのは「勤勉手当基準日（）」と、「3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」とあるのは「6箇月以内」と読み替えるものとする。

7 前条第3項及び第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

は、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額と第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。

4—5 (略)

6 第3項の期間率は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、勤務期間のない場合の割合は0とする。

(1) 勤務期間が6箇月の場合 100分の100

(2) 勤務期間が5箇月15日以上6箇月未満の場合 100分の95

(3) 勤務期間が5箇月以上5箇月15日未満の場合 100分の90

(4) 勤務期間が4箇月15日以上5箇月未満の場合 100分の80

(5) 勤務期間が4箇月以上4箇月15日未満の場合 100分の70

(6) 勤務期間が3箇月15日以上4箇月未満の場合 100分の60

(7) 勤務期間が3箇月以上3箇月15日未満の場合 100分の50

(8) 勤務期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の40

(9) 勤務期間が2箇月以上2箇月15日未満の場合 100分の30

(10) 勤務期間が1箇月15日以上2箇月未満の場合 100分の20

(11) 勤務期間が1箇月以上1箇月15日未満の場合 100分の15

(12) 勤務期間が15日以上1箇月未満の場合 100分の10

(13) 勤務期間が15日未満の場合 100分の5

7 前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前条第4項中「期末手当基準日（3月1日、）」とあるのは、「期末手当基準日（）」と、「3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」とあるのは、「6箇月以内」と読み替えるものとする。

8 前条第5項から第14項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

8 前項において準用する前条第5項の規定を準用する場合における給与規程第36条の2第10項から第17項までの規定の準用については、これらの規定中「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。 (費用弁償) 第12条 (略) 2—4 (略) 5 第3項の規定により支給する費用弁償の額については、広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程(令和7年広島県水道広域連合企業団管理規程第17号)の定めるところによる。 6 (略) (報酬等の支給方法) 第13条 (略) 2—3 (略) 4 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日は、給料表適用職員の例によるものとする。ただし、任命権者がこれにより難いと認める場合にあっては、任命権者は別に期末手当及び勤勉手当の支給日を定めることができるものとする。	(費用弁償) 第12条 (略) 2—4 (略) 5 第3項の規定により支給する費用弁償の額については、広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号)の定めるところによる。 6 (略) (報酬等の支給方法) 第13条 (略) 2—3 (略)
---	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

事務職基本報酬額表	
号給	基本報酬の額
	円
1	<u>185,500</u>
2	<u>186,600</u>
3	<u>187,800</u>
4	<u>188,900</u>
5	<u>190,000</u>
6	<u>191,700</u>
7	<u>193,300</u>
8	<u>194,900</u>
9	<u>196,600</u>
10	<u>198,200</u>
11	<u>199,800</u>
12	<u>201,400</u>
13	<u>203,000</u>

	14	<u>204,700</u>
	15	<u>206,400</u>
	16	<u>208,100</u>
	17	<u>209,400</u>
	18	<u>211,000</u>
	19	<u>212,600</u>
	20	<u>214,100</u>
	21	<u>215,600</u>
	22	<u>217,200</u>
	23	<u>218,800</u>
	24	<u>220,400</u>
	25	<u>222,000</u>
	26	<u>223,700</u>
	27	<u>225,000</u>
	28	<u>226,300</u>
	29	<u>227,600</u>
	30	<u>228,700</u>
	31	<u>229,800</u>
	32	<u>230,900</u>
	33	<u>232,000</u>
	34	<u>233,500</u>
	35	<u>235,000</u>
	36	<u>236,500</u>
	37	<u>238,000</u>
	38	<u>239,500</u>
	39	<u>241,000</u>
	40	<u>242,500</u>
	41	<u>244,000</u>
	42	<u>245,400</u>
	43	<u>246,800</u>
	44	<u>248,200</u>
	45	<u>249,400</u>
	46	<u>250,600</u>
	47	<u>251,800</u>
	48	<u>253,000</u>
	49	<u>254,100</u>
	50	<u>255,200</u>
	51	<u>256,300</u>
	52	<u>257,400</u>

53	<u>258,400</u>
54	<u>259,400</u>
55	<u>260,400</u>
56	<u>261,400</u>
57	<u>262,400</u>

別表第2（第3条関係）

専門事務職基本報酬額表	
号給	基本報酬の額
	円
1	<u>267,300</u>
2	<u>268,300</u>
3	<u>269,300</u>
4	<u>270,300</u>
5	<u>271,300</u>
6	<u>272,300</u>
7	<u>273,300</u>
8	<u>274,300</u>
9	<u>275,300</u>
10	<u>276,300</u>
11	<u>277,300</u>
12	<u>278,400</u>
13	<u>279,400</u>
14	<u>280,700</u>
15	<u>282,000</u>
16	<u>283,200</u>
17	<u>284,500</u>
18	<u>285,800</u>
19	<u>287,000</u>
20	<u>288,200</u>
21	<u>289,300</u>
22	<u>290,500</u>
23	<u>291,800</u>
24	<u>293,100</u>
25	<u>294,400</u>
26	<u>295,400</u>
27	<u>296,400</u>
28	<u>297,500</u>

29	<u>298,600</u>
30	<u>299,800</u>
31	<u>300,900</u>
32	<u>302,100</u>
33	<u>303,300</u>
34	<u>304,600</u>
35	<u>305,900</u>
36	<u>307,200</u>
37	<u>308,500</u>
38	<u>309,800</u>
39	<u>311,100</u>
40	<u>312,400</u>
41	<u>313,700</u>
42	<u>315,000</u>
43	<u>316,300</u>
44	<u>317,400</u>
45	<u>318,300</u>
46	<u>319,600</u>
47	<u>320,900</u>
48	<u>322,200</u>
49	<u>323,400</u>

別表第3から別表第5までを削る。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(基本報酬に関する経過措置)
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、改正後の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正後規程」という。）第9条第5項に掲げる表の適用については、同表事務職の項中「13,100円」とあるのは「13,200円」と、同表専門事務職の項中「13,350円」とあるのは「13,450円」と、「16,150円」とあるのは「16,250円」する。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、改正後規程第3条第1項並びに別表第1及び別表第2の基本報酬額表に掲げる基本報酬の額については、これらの表に掲げる基本報酬の額に100分の100.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる基本報酬の額とする。

(再度任用時の号給決定の特例に関する経過措置)

- 4 令和7年3月31日以前に任用された短時間勤務会計年度任用職員であつて、別表第2の適用を受けるものに対する改正後規程第7条第1項の規定の適用については、同項中「前3条の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員として任用された最初の会計年度においてその者が受けていた号給の号数」とあるのは、「当該短時間勤務会計年度任用職員として任用された最初の会計年度において、令和7年4月1日新たに任用された短時間勤務会計年度任用職員に適用される基本報酬額表を適用して前3条の規定に基づき決定した場合にその者が受けることとなる号給の号数」とする。